

川崎市社会的養育推進計画 令和2年度点検・評価結果報告書(概要)

1. 計画の進行管理の考え方

本計画は、里親制度による家庭養護や、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進に向けた取組を行い、要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、令和2年(2020)度から令和11(2029)年度までの社会的養育に関する施策の方向性と、現時点での要保護児童の養育体制の量の見込みと確保方策を定めたものです。

本計画は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン(以下、「応援プラン」という。)」に定める基本理念・施策の方向性を踏まえ、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実を図るため、進捗管理についても応援プランに倣い、有識者等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、応援プランや他の行政計画と整合性を図りながら実施することとします。

なお、計画に定める各施策の達成度・貢献度及び方向性の評価については、応援プランに定める各評価基準に従い評価します。

2. 令和2年度点検・評価の結果

基本的な考え方Ⅰ 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にある中、必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

施策を構成している 事務事業	■施策ごとの評価結果 事業の達成度:「3 ほぼ目標どおり」5件 施策への貢献度:「A 貢献している」5件 今後の事業の方向性:「Ⅰ 現状のまま継続」1件、「Ⅱ 改善しながら継続」2件、「Ⅲ 事業規模拡大」2件
総合的な 評価	●児童相談所における専門的支援の推進 ・児童福祉司・児童心理司を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実を図るとともに、職員の資質向上の取組を進めました。 ・増加する児童虐待相談通告件数や常時定員を超過している一時保護所への対応を図るため、令和7年度の中部児童相談所の改築に向けての施設整備を開始しました。 ・子どもの権利が守られるよう関係機関と連携しながら支援を実施しました。
子ども・子育て会議からの 意見・評価	●児童相談所における専門的支援の推進 ・今後も児童相談所の児童福祉司や児童心理司については増員が見込まれることから、相談支援体制の更なる充実のため、各種研修などを通じて職員の人材育成に注力されることを望みます。 ・定員を超過している児童相談所一時保護所の環境改善を図り、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明や支援が行われていくことを望みます。 ※その他総合的な意見 ・引き続き支援が必要な家庭や児童に対し、専門的な立場から積極的に支援を行うことのできる体制づくりが強化されることを望みます。
子ども・子育て会議からの 今後の評価を踏まえた 取組	●児童相談所における専門的支援の推進 ・児童相談所における児童福祉司や児童心理司の増員を行うことと、その専門性を高めるため、職員の人材育成を並行して行うことで、児童及び家庭への相談支援体制のさらなる充実を図ります。 ・一時保護所における処遇環境の向上を図るとともに、そこで生活をする児童の権利擁護の充実に向けた具体的な方法の検討を行います。

基本的な考え方Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、里親家庭・施設それぞれにおいて全ての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

施策を構成している 事務事業	■施策ごとの評価結果 事業の達成度:「3 ほぼ目標どおり」11件 施策への貢献度:「A 貢献している」4件、「B やや貢献している」7件 今後の事業の方向性:「Ⅰ 現状のまま継続」1件、「Ⅱ 改善しながら継続」10件
総合的な 評価	●特別養子縁組等の推進 ・令和2年に新たに養子縁組里親に関するフォスタリング機関へ事業を委託し、特別養子縁組制度の普及啓発及び説明会を実施し、養子縁組里親登録者を確保しました。 ・特別養子縁組が必要な児童については、実親の理解と承諾が得られるよう、丁寧な説明を実施するとともに、乳児院やフォスタリング機関及び児童相談所等が連携し、里親候補先を決定するなど、特別養子縁組の推進に取り組みました。 ・養子縁組里親への研修を実施し、里親の養成を図るとともに、委託前後における里親家庭や委託児童への丁寧な支援を行いました。 ●施設における専門的支援の充実 ・里親への支援やショートステイ機能の充実、児童相談所一時保護所における一時保護の長期化などを踏まえ、今後の施設における機能の強化等に向けて各施設と意見交換を実施しました。 ・入所児童の処遇環境や社会性の向上を図るとともに、要保護児童の受け皿を確保のため、地域小規模児童養護施設1か所を開設しました。また、次年度の新規開設に向けた調整を行いました。 ・市独自の加算により、施設職員の処遇改善を行い、職員の確保と定着を支援しました。
子ども・子育て会議からの 意見・評価	●特別養子縁組等の推進 ・養子縁組里親フォスタリング機関の本格的な稼働に伴い、特別養子縁組を希望される方の希望や将来の家族像など、不安を取り除き、丁寧に寄り添うなど、専門機関としての役割の充実を望みます。 ●施設における専門的支援の充実 ・施設の高機能化や多機能化については、今後の施設に求められるニーズの把握を適宜行い、どのような形態に転換していくことが妥当なのか、関係機関との協議を丁寧にしながら進めていくことを望みます。
子ども・子育て会議からの 踏まえた今後の取組 の意見・評価	●特別養子縁組等の推進 ・特別養子縁組を前提とした里親登録を希望される方には、フォスタリング機関や行政が関わることによるメリットを御理解いただき、資質の向上や委託前後の手厚い支援体制など、そのメリットを十分に活用していただけるよう、更なる広報や制度周知を図ります。 ●施設における専門的支援の充実 ・今後も増えていくことが想定されるケアニーズの高い子どもに対する適切なケアを念頭に置き、施設における養育機能の充実に向け、施設と意見交換を行うなど連携を図ります。また、養育機能の充実に向けては施設職員の確保と人材育成、定着へのサイクルを確立することが重要であると考え、これらの流れに資する具体的な取組の実現に向け検討を行います。

基本的な考え方Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

施策を構成している事務事業	<p>■施策ごとの評価結果 事業の達成度:「3 ほぼ目標どおり」2件 施策への貢献度:「A 貢献している」2件 今後の事業の方向性:「Ⅲ 事業費規模拡大」2件</p>
総合的な評価	<p>●代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 ・フォスタリング機関における里親登録拡大の取組により、養育里親、養子縁組里親、親族里親が新たに登録されました。 ・地域小規模児童養護施設を1か所開設しました。</p> <p>●児童の状況を踏まえた家庭養育の推進 ・児童の最善の利益の確保に向けて、家庭養育を優先する観点から里親委託を推進しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>●代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 ・児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度のさらなる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。</p> <p>●児童の状況を踏まえた家庭養育の推進 ・施設養育においても、毎日の生活の場であることを考慮し、できる限り家庭に近い環境を目指していくため、既存の各施設と協議を重ねながら小規模施設の更なる設置に向けた検討を進めていただくことを望みます。</p> <p>※その他総合的な意見 今後も社会的養育推進計画に定めた目標を意識しながら、里親及び施設双方の取組を進め、児童にとって最適な環境を選択できるよう、量の確保についても着実に進められることを望みます。</p>
子ども・子育て会議からの今後の取組の意見・評価	<p>●代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 ・フォスタリング機関による一貫した里親支援体制の確立により、里親登録数の確保など、里親制度の充実につながるよう、行政、施設、里親会等関係団体も含め、一層の連携を図ります。</p> <p>●児童の状況を踏まえた家庭養育の推進 ・施設の小規模化及び地域分散化については、各施設における職員の確保や人材育成とリンクしてくるものであるため、連携を十分に図った上で設置数の増加を目指します。</p> <p>・里親及び施設を社会的養育の推進における両輪として、更なる量の確保と質の向上を目指し、社会的養育推進計画に定める取組を進めてまいります。</p>

川崎市社会的養育推進計画 量の確保見込みについて

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
代替養育(施設等)の確保方策					
内部評価	量の見込み	—	360人	361人	366人
	実績	374人	360人	360人	—
市外施設における協定定員枠の減少はあったものの、市内施設の定員の確保及び地域分散化を推進し、川崎区に地域小規模児童養護施設1か所を開設(定員6)しました。					

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親登録数					
内部評価	量の見込み	—	168家庭	180家庭	192家庭
	実績	156家庭	164家庭	173家庭	—
フォスタリング機関を中心に、新たに18組の里親登録となりました。一方で、高齢等の理由から、辞退される方も多数おり、今後もさらなるリクルート活動の強化等を行う必要があります。					

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親等への委託児童数の見込み					
内部評価	量の見込み	—	88人	97人	107人
	実績	84人	83人	97人	—
家庭養育を優先していく方向性のもと、要保護児童については里親家庭において生活ができるよう検討を行い、委託につなげました。					

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親等委託率の見込み(全体)					
内部評価	量の見込み	—	24%	26%	29%
	実績	23%	25%	29%	—
里親家庭への委託につなげられるよう優先して検討を行い、市全体としての里親委託率の向上に努めました。					

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親等委託率の見込み(3歳未満児)					
内部評価	量の見込み	—	44%	52%	61%
	実績	29%	24%	39%	—
家庭養育を優先していく方向性のもと、要保護児童については里親家庭において生活ができるよう検討を行い、委託につなげました。					

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親等委託率の見込み(3歳以上就学前児童)					
内部評価	量の見込み	—	31%	39%	43%
	実績	19%	41%	37%	—
就学前ということで、家庭に復帰できる可能性を模索しながら、乳児院だけではなく、児童相談所一時保護所などからも児童の委託を進めました。					

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親等委託率の見込み(就学児童)					
内部評価	量の見込み	—	19%	19%	20%
	実績	23%	22%	26%	—
児童のニーズや将来の進路等も見据えながら、里親家庭における落ち着いた、温かな環境の中で児童の成長につなげていくため、就学期児童についても委託を促進しました。					